

# 長崎市障害者自立支援 協議会について

---

# 自立支援協議会とは？

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

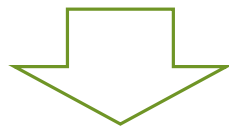
2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

# 自立支援協議会の意義・必要性

---

- ・ニーズが集積→地域課題の共有の場
- ・分野を越えてネットワークで取り組む基盤を作る
- ・役割分担による多様な個別ニーズへの対応
- ・活動が見えることで地域が見える→強み・弱みの評価
- ・社会資源の開発・改善

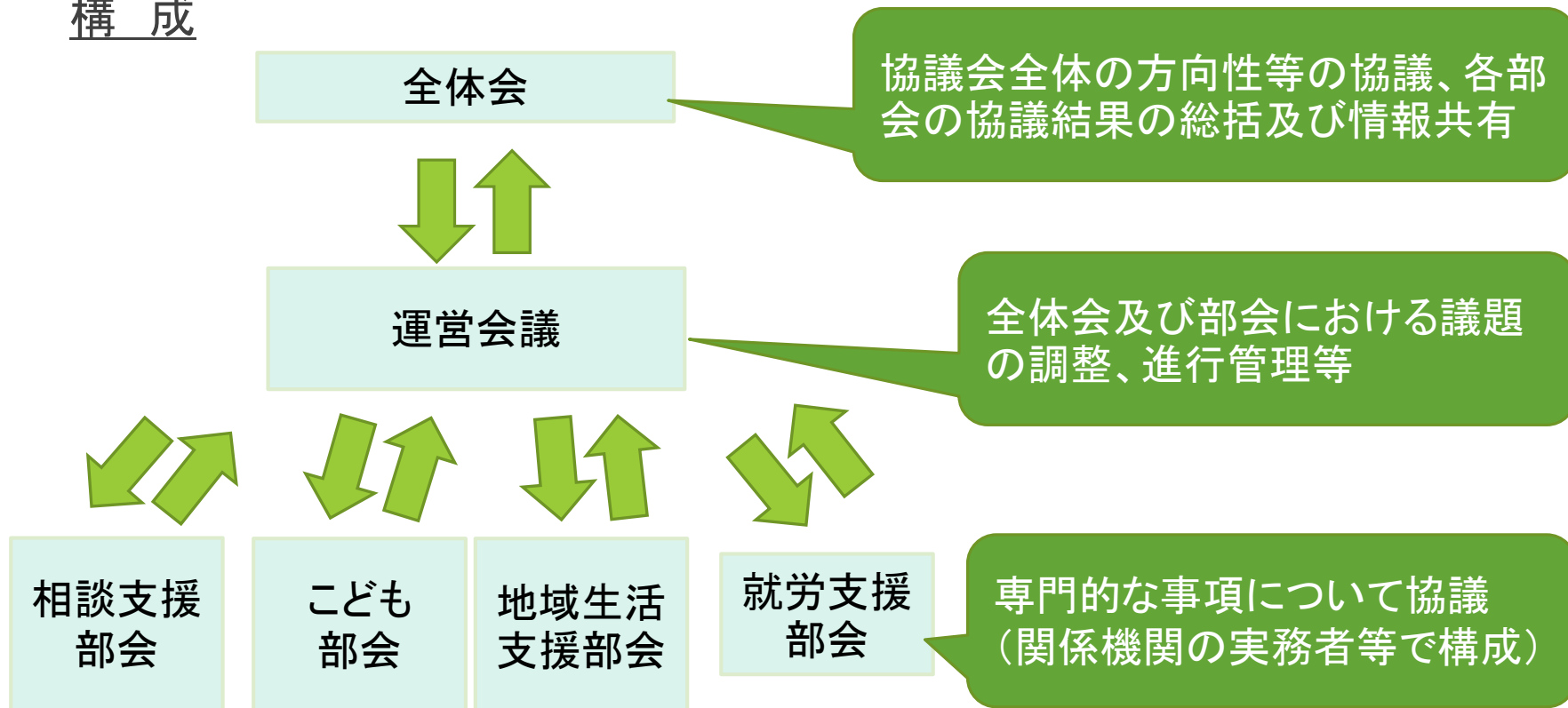
自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

# 長崎市障害者自立支援協議会の概要

## 構成



# 長崎市障害者自立支援協議会の概要

---

## 1 目的

協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たすことを目的とする。

## 2 協議事項

- ① 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有に関すること。
- ② 障害者福祉に係る団体、機関等による連携体制の構築に関すること。
- ③ 困難事例等への対応のあり方に関すること。
- ④ その他地域における障害者等の支援体制の整備に関すること。

# 長崎市障害者自立支援協議会の概要

---

## 3 構成団体

- ① 障害福祉サービス関係団体
- ② 障害者団体
- ③ 福祉・保健・医療関係機関
- ④ 教育関係機関
- ⑤ 雇用関係機関
- ⑥ 相談支援機関
- ⑦ 長崎市
- ⑧ その他協議会が適当と認める団体、機関等

# 全体会



## 1. 主な協議内容

- ① 協議会全体の方向性等の決定。
- ② 運営会議及び各部会での協議経過や結果、地域の課題などの情報を共有する。
- ③ 運営会議及び各部会へ助言を行う。
- ④ 施策や制度として提案すべき課題を整理する。
- ⑤ 部会の設置・廃止。

2. 構成 6ページに記載の構成団体から選出された者で構成

3. 開催頻度 概ね年に1～2回

# 運営会議

---

## 1. 主な協議内容

- ① 全体会及び各部会における議題の調整や進行管理を行う。
- ② 一部又は全ての部会に共通する事項について協議する。

(例: 障害者の権利擁護、障害者の差別解消、地域生活支援拠点等の整備)

## 2. 構成

部会長、事務局の職員、その他運営会議の議題に関連する全体会員、構成団体の実務者及びその他関係する者

## 3. 開催頻度

概ね2か月に1回



## 部会の活動内容(その1)

# 相談支援部会

---

### 1. 目的

障害者等の相談支援に関することを協議する。

### 2. 部会員(構成団体)

相談支援事業所、長崎市障害福祉課

### 3. 活動内容

- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための調査・研究(マニュアルの作成)
- ・相談支援専門員向け研修の実施
- ・困難事例への対応協議
- ・相談支援事業に係る課題への対応協議 など

## 部会の活動内容(その2)

# こども部会

---

### 1. 目的

障害児の支援に関することを協議する。

### 2. 部会員

障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、長崎市障害福祉課

※必要に応じて教育や医療等の関係機関も出席

### 3. 活動内容

- ・障害児通所支援事業所のレベルアップを目指した自主的な研修体制の構築
- ・発達外来の待機問題と児童発達支援事業の有効的な活用に係る協議
- ・課題(保健、医療、教育、福祉など)に応じた関係機関との連携 など

## 部会の活動内容(その3)

# 地域生活支援部会

---

### 1. 目的

障害者等の地域移行及び地域定着に向けた支援に関することを協議する。

### 2. 部会員(構成団体)

相談支援事業所、精神科病院、長崎市障害福祉課

### 3. 活動内容

- ・地域移行・定着支援事業の普及啓発活動
- ・ケース事例の検討
- ・障害のある方の地域生活を支える支援者の交流や課題検討の場の提供  
など

## 部会の活動内容(その4)

# 就労支援部会

---

### 1. 目的

障害者の就労支援に関することを協議する。

### 2. 部会員(構成団体)

障害者就業・生活支援センターながさき、長崎公共職業安定所、特別支援学校、就労系障害福祉サービス事業所、障害者就労支援相談所、相談支援事業所、長崎市障害福祉課

### 3. 活動内容

- ・障害者就労支援に係る地域連携、ネットワークの構築
- ・事例検討(支援現場での現状報告や課題、就労支援の地域課題の抽出)
- ・企業、就労支援事業所、関係機関との合同勉強会の実施 など

# 自立支援協議会の充実に向けて

---

## 1 共通の目的

障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」

## 2 情報の共有

地域の実態や課題等の情報を集約し全員が共有する。

## 3 具体的に協働する

参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄り、共に解決しよう、自分のところでは何ができるか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していく。

## 4 地域の関係者によるネットワーク

利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多くの分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に行う。

**他人事から自分事へ  
社会資源を活かして地域で障害者を支える**